

第2章 前計画の主な取組状況と課題

1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

[介護予防・日常生活支援総合事業の推進]

一般介護予防事業においては、関係機関との連携を通じて、早期に介護予防に取り組む必要がある高齢者の把握に努め、「高槻ますます元気体操」「高槻もてもて筋力アップ体操」の普及促進及び体操を定期的かつ継続的に実施するグループや拠点を増やす取組を基本とした各種介護予防事業を展開しました。特に65歳から74歳までの前期高齢者や男性等、介護予防に新たに取り組む高齢者を増やすために、関係機関及び民間事業者との連携や様々な広告媒体を活用して「高槻もてもて筋力アップ体操」の周知に努め、新型コロナウイルス感染症による新たな生活課題なども踏まえ、ICTを活用した介護予防の取組を積極的に推進しました。また、体操を通じて、介護予防の効果と楽しさを普及啓発するボランティア「介護予防マイスター」を養成し、介護予防活動に参加する機会の拡大を図るとともに、住民主体の通いの場にリハビリ専門職等が関わるなど、自立支援に資する取組を総合的に支援しました。

介護予防・生活支援サービス事業においては、地域包括支援センターや介護サービス事業者等に介護保険制度の趣旨を継続して周知し、円滑に事業を実施しました。また、生活支援コーディネーターと連携して、緩和した基準による訪問型・通所型サービスの担い手を養成しました。

引き続き、健康寿命を延伸し、高齢期をその人らしく活動的に過ごすために、社会参加と介護予防に資する活動を一体的に推進する取組を充実させる必要があります。

[高齢者の健康づくりと生活習慣病対策の推進]

各種パンフレット等の啓発媒体や出前講座、健康相談会、「市民の健康・食育フェア」等の機会を活用した健康に関する正しい知識の普及・啓発及び特定健診・特定保健指導、各種がん検診(自己負担無料)等の受診勧奨等により、市民が健康意識を向上し、主体的に健康づくりに取り組むよう働きかけを行いました。また、介護予防教室等でフレイル予防との両輪で生活習慣病予防について、健康教育を行いました。

引き続き、市民の主体的な健康づくりを支援し、生活習慣病予防と介護予防を進めていくための連携が必要となります。

[高齢者の生きがい活動と社会参加への支援]

団体・グループへの活動支援として、シルバー人材センターの運営支援や老人クラブへの活動支援を行いました。また、すこやかテラス(老人福祉センター)の運営を通じて、感染対策を施した幅広い活動に使用できる介護予防スタジオ「スタジオ100」やWi-Fi環境を有効活用し、高齢者ICT推進事業や介護予防の取組を行うことで、高齢者の生きがい活動と社会参加を支援しました。

今後も、自立支援の理念を踏まえて、より一層、介護予防と生きがいづくり・社会参加への支援を一体的に実施する取組の充実を図るとともに、介護現場での人材確保とも連携した取組など、高齢者がいきいきとした生活を送るための環境整備が必要となります。

[地域包括支援センターの機能強化]

地域で暮らす高齢者の心身の健康及び生活の安定を支援する地域包括支援センターの機能強化として、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」に基づき、専門職を配置するとともに各圏域においての課題に適切に対応できるよう体制強化に努めました。

また大阪府などが行う研修等への参加勧奨や、地域包括支援センターに配置されている専門職が行う部会に参加する等、ケアの質の向上や連携強化に努めました。

今後、地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現、重層的支援体制整備等、地域包括支援センターにおいて機能強化の必要性はより一層高まっており、高齢者人口の増加や、複合化・複雑化した地域課題の解決に向け、地域包括支援センターの後方支援や機能強化に努める必要があります。

[地域ケア会議の充実とケアマネジメントの向上]

各地域包括支援センターで「圏域ケア会議」及び「個別ケース検討会議」を開催し、圏域内の多職種多機関によるネットワークと地域包括ケアシステムの構築推進に取り組みました。

「圏域ケア会議」では、地域における関係者間の情報共有や地域課題に対する取組の検討を行いました。「個別ケース検討会議」では、多職種協働による個別ケースの検討を行い、課題の背景にある要因を多職種の専門的知見から探り、自立支援に資するケアマネジメントを支援しました。さらに、「圏域ケア会議」「個別ケース検討会議」で抽出された地域課題については、市の附属機関である「地域包括ケア推進会議」において集約し、改善のための取組について検討を行いました。こうした取組を通じて、商業施設での栄養相談やすこやかテラスでの市民公開講座など、専門職が関与する地域資源の創出や協働の機会が増加しました。

引き続き、自立支援の理念啓発、地域課題の解決や介護支援専門員(ケアマネジャー)による自立支援に資するケアマネジメントの質の向上に向けた取組へと展開していくことが重要になります。

2 安心できる暮らしの支援

高齢者が在宅生活において支援が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、多様な生活支援サービスとして、緊急通報装置等の設置や配食サービス事業の実施、救急医療情報キットの配付等を行うとともに、生活支援コーディネーターが地域での支援活動の見える化に取り組みました。また、安心して暮らせるための施設等の整備として、軽費老人ホーム(ケアハウス)の運営に対し事務費の補助を行いました。

また、地域での見守り体制として、民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者調査等や、地区福祉委員会を中心とした高齢者地域支えあい事業等の声かけ訪問活動を展開しました。

災害時における高齢者支援体制について、地域で災害時要援護者の支援に携わる関係機関に対し要援護者情報の提供をすすめるとともに、令和3(2021)年5月に施行された改正災害対策基本法の内容等を踏まえた実効性ある支援体制の整備に向けて、モデル地区におけるコミュニティ防災ワークショップや避難支援訓練等を実施したほか、支援対象者の要件を見直すなど、地域における災害時の高齢者支援体制の充実に努めました。

3 認知症施策の推進

認知症になっても地域で自分らしく住み続ける「共生」と「予防」を推進する、認知症施策推進大綱に基づき、チームオレンジの推進に向けて、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症カフェや当事者の集まりの場を新たに立ち上げ、当事者の想いを聴き、実現に向けた活動を行いました。また、認知症に関するより深い知識を持った認知症パートナーを養成するための講座を行い、チームオレンジの構築を行いました。

民間企業などへの働きかけを行い、サポーター養成講座を行いました。9月の世界アルツハイマー月間に合わせて、広報たかつきによる認知症に関する啓発、ライトアップ、ケーブルテレビや庁内の掲示による啓発を行いました。また、認知症予防の取組としては、介護予防教室や地域の通いの場等において、認知症の正しい理解を促し、認知症予防の取組の一つとして、介護予防の普及啓発を行いました。

令和5(2023)年に公布された「認知症基本法」の施行に向けた国の動向を注視していく必要があります。

4 権利擁護の推進

市ホームページによる高齢者虐待防止マニュアルの周知や、施設従事者に向けた研修等による普及啓発を行いました。相談・通報があった虐待事例について、関係者による会議にて虐待の有無や緊急性、支援方針について検討を行いました。

また、第4次地域福祉計画に成年後見制度利用促進計画を盛り込み、市長申立や任意後見制度の利用促進、市民後見人など担い手の確保・育成に取り組みました。

今後は、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの機能強化等、必要に応じて権利擁護支援が行われるよう体制整備に努める必要があります。

5 医療と介護の連携推進

〔医療と介護の連携推進の充実〕

他職種間の連携や在宅医療への理解の促進を図るため、訪問診療や訪問看護に他職種が同行する同行訪問研修を実施しました。さらに多職種連携研修会を開催し、在宅医療の状況や他職種間の連携、人生会議をテーマとした意思決定支援についてなど、多職種協働で学ぶ機会を設けました。また、医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置し、「在宅医療・介護連携に関する相談窓口」の設置・運営を行いました。

今後は、医療や介護のニーズが高い75歳以上の後期高齢者が増加するため、より一層医療と介護の連携を深め、サービス提供・相談体制の充実に取り組む必要があります。

〔在宅医療の推進〕

在宅医療の理解推進に向けて関係団体等との連携強化に努め、地域における在宅医療ニーズの把握や提供体制等について継続して検討を行いました。

また、在宅療養に関係する医療・介護の専門職や制度に関する在宅療養の基礎的な内容を紹介した「たかつき在宅療養安心ガイドブック」の配布、活用や人生会議をテーマとしたシンポジウムを開催し、市民啓発を行いました。在宅医療や人生会議について、介護予防教室等に参加する高齢者を中心に普及啓発を行いました。

今後は、在宅医療の理解推進とともに、可能な限り人生の最期まで希望する場所で過ごすための意思決定を在宅療養者が主体的に行えるように、必要な情報提供や市民啓発を充実する取組が必要となります。

〔災害対策・感染症対策の取組強化〕

介護サービス事業者に対する集団指導の機会や医療と介護の連携推進を目的とした連絡会等で、研修会や情報共有を行い、災害や感染症等の有事の対応力の強化に努めました。

また、地域の実情に応じて、地域ケア会議等の多職種が集まる機会を活用して、防災力を高める取組を実施しました。

6 高齢者の生活を支える人への支援

[生活支援の基盤整備の推進]

高齢者の多様な生活支援ニーズに応じる地域の基盤を整備するため、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、地域の実情に応じた住民同士の助け合いの取組や社会参加意欲のある住民を活動先につなげるマッチングの取組を推進しました。また、広く地域資源を把握し、インフォーマルサービスとしての情報を一元管理するとともに、地域課題に対応する資源や担い手の創出に向けた取組を行いました。

「高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会」では、高齢者の立ち寄れる場を運営している団体や生活支援サービス提供団体間で引き続き、課題解決に向けた取組の検討を行いました。また、地域課題に対応する資源の充実や担い手の確保に向けて同協議会で作成した冊子「高齢者のちょっとした困りごとお助けガイド」と「高齢者集いの場ガイド」の更新を行い、市民への普及啓発をさらにすることにより、生活支援サービスの基盤整備を図りました。

引き続き、市民と協働した生活支援の基盤整備を推進するために、地域の実情に応じた助け合いの仕組みの充実を図るとともに、地域のニーズに応じたサービス提供団体の支援や、資源情報の把握を円滑に行うことができる体制を整備していく必要があります。

[要介護者と介護に取り組む家族等への支援]

高齢者の総合的な相談窓口として設置されている地域包括支援センターのパンフレットや介護保険サービスガイド等の広報媒体や出前講座、介護予防教室等の機会を活用し、相談支援体制の周知を行いました。また、地域の実情に応じて、介護者同士が交流できるサロン活動の支援を行いました。

[福祉・介護人材の確保及び定着支援]

介護サービス事業者と連携し、広報媒体や展示などの機会を活用して、介護の仕事の魅力発信に取り組むとともに、介護人材の定着支援の一環として、介護保険事業者を対象とした研修会を開催しました。

また、次世代の担い手確保に向けて、高齢者を取り巻く現状や介護保険サービスを周知啓発するため、小中学校での出前講座等や、福祉体験イベント「介護のみらい博」を開催しました。広域的な取組については、大阪府と連携し、高齢者の社会参加や生きがいづくり、介護施設等の人手不足軽減につなげる取組である「健康・生きがい就労トライアル事業」の実施や、北摂地域介護人材確保連絡会を通じて、介護人材確保に関するショートムービーを作成するなど、多様な福祉・介護人材の確保・定着支援に取り組みました。

7 介護サービス等の充実・強化

[施設整備]

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の今後の増加を踏まえた新たな介護サービス基盤整備に取り組むため、日常生活圏域毎に整備事業者を選定し、整備を行いました。

広域型施設の基盤整備については、増床分として、介護老人福祉施設5床、特定施設入居者生活介護38床の整備に取り組みました。

地域密着型サービスの基盤整備については、認知症対応型共同生活介護5か所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護1か所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護2か所の整備に取り組みました。

その他の基盤整備については、市立養護老人ホームにおいて行う事業を民間の社会福祉法人が整備する施設において引き続き行うこととしたため、新たに民間事業者による整備を行いました。

前計画に掲げた施設整備計画は各目標に対し、概ね達成しているものの、一部目標達成には至りませんでした。次期に向けては、今後の高齢者ニーズや地域の特性、前計画の整備状況等を勘案し、数値目標を改めて設定することとします。

[福祉・介護サービスの充実強化]

自立支援に資する適切なケアマネジメントの実施に向けた介護支援専門員(ケアマネジャー)への研修、適切な要介護等認定の実施に向けた認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修、介護サービス事業者への指導・助言を行いました。

高齢者やその家族がサービスを適切に選択し、安心して利用できるようにするため、高齢者向けサービスや市内の介護保険施設や入居系事業所等を掲載した冊子等の作成・配布、出前講座の実施等による相談窓口の周知を行いました。さらに、大阪府の第5期介護給付適正化計画に基づき、「要介護等認定の適正化」「ケアプラン点検」等、介護給付適正化に係る様々な事業を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的として、介護サービス事業所・施設等が感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために、必要な経費について支援を行いました。

今後も、介護保険制度の持続可能性を維持し、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者及び要介護者を在宅において介護している家族等を支えていくためには、高齢者や家族等の意向を踏まえつつ、地域の課題や特性に応じて、必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービス利用に向けた取組が必要となります。